

広島県公安委員会告示55号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年7月21日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
6 P07 14	告示の日 (令和 8 年 7 月 21 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	e フィーバー妖怪 ウォッチ	株式会社ジェイビー 代表取締役 毒島 壮 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	左同
6 P02 94	同上	同上	e A フィーバーダ ンベル何キロ持て る? 2 Y A	同上	左同